

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：聖籠町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.4%
全職員	69.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	91.3%
本庁課長補佐相当職	101.3%
本庁係長相当職	100.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	91.0%
26～30年	96.6%
21～25年	97.8%
16～20年	98.3%
11～15年	91.6%
6～10年	98.8%
1～5年	81.3%

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員」に係る情報について
 - ・扶養手当は、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.1%となっている。
 - ・勤続年数別の情報において、勤続36年以上の区分には女性の職員がいないため、記載なし。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る情報について
 - ・勤務期間10日程度のごく短期間の勤務実績の職員や、1日の勤務時間が4時間程度の職員を含んでいるが、職員数の換算等の調整を行うことなく算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。